

鴨川環境保全区域内行為審査基準

1. 土地の掘さく等（条例第9条第1項第1号に掲げる行為）に関する技術基準

1) 土地の掘さく

- ・現在の地盤面を掘さくする場合は、掘さくした土砂等が流出しない措置が講じられていること。
- ・掘さく部に雨水が滞留し、汚濁水が流下しないよう適切な措置が講じられていること。
- ・掘さく部に、土石、石材及び鉱物以外の有体物を埋設しないものであること。
- ・その他切土にかかる基準を満足していること。

2) 盛土

- ・盛土が流出しないよう適切な措置が講じられていること。
- ・盛土材は目的に適した物理的、化学的性能を有している土砂材料とし、土質に応じた盛土勾配となっていること。
- ・盛土法面は、降雨時にも表土が流出しないよう植生等で被覆するなど適切に保護されていること。
- ・盛土法尻は、流水に耐えられる措置が施されていること。

3) 切土

- ・切土法面が安定するよう、土質に応じた適切な勾配となっていること。
- ・法面が風化などにより崩落しないよう、植生等で適切に被覆されていること。

4) その他土地の形状変更

- 1)～3)以外の土地の形状変更にあつては、いかなる場合であっても河川に土砂が流出しないよう、適切な措置が講じられていること。

5) 濁水の処理

- 沈砂地の設置を行うなど晴天時、降雨時にかかわらず、行為地から、汚濁水を河川に流下させないよう適切な措置が講じられていること。

2. 工作物の新築等（条例第9条第1項第2号に掲げる行為）に関する技術基準

- ・工作物は、それ自体安全な構造・強度を保持したものであること。
- ・設置場所は、工作物の荷重に耐えられる安定した地盤であること。
- ・鴨川等に面した土地の上に工作物の新築・増築・改築を行う場合は、法面等の安定に支障がないよう、法肩から土質条件に応じた一定の離隔が確保されていること。

3. その他申請図書（規則第3条各号）に係る審査事項

- (1)号：事業の計画概要には、当該事業の必要性、事業継続期間とともに、当該地区で行う合理性について記載されていること。また、一時的な事業である場合は、事業終了後の行為地の処理方針について記載されていること。
- (2)号：位置図には、行為地のほか、他の法令による規制区域が記載されていること。
- (3)号：実測平面図には、行為の計画とともに、河川区域及び計測した最低河床の位置が記載されていること。
- (4)号：計画縦横断面図及び設計図には、計測した最低河床の位置及び高さが記載されていること。
- (5)号：他の事業への影響に関する図書には、当該行為が農林漁業やその他の産業活動に与える影響について、評価・考察が記載されていること。
- (6)号：権原に関する書面は、公図、行為地の土地登記簿謄本（発行の日から6箇月以内のもの）、貸借契約書（同意書）等であり、当該行為が申請地以外に及んでいないことを証する書面（隣接土地調書、隣接者との協議録など）を含むものとする。
- (7)号：他法令に関する書面は、許可書・認可書等の写し又は申請書の写し及び経過を記載した書面とする。
- (8)号：その他参考となる図書には、安全に当該行為ができることを示すものとして、土砂・資材の搬出入経路、車両の種類、台数及び運行計画を記載した図書とともに、搬出入経路沿線の日常生活に与える影響について、評価・考察が記載されていること。その他、土木事務所長が必要に応じ指示した図書を含む。